

●●●●●●●●●● 特定調停 Q&A ●●●●●●●●●●

Q 特定調停で成立する内容は、どのようなものですか？

A 公正かつ妥当で経済的合理性を有するものです。つまり、実質的に公平で、法律などに違反するものでなく、債務者の生活の建て直しのために適切なものであって、しかも、そのような内容の合意をすることが当事者双方にとって経済的に合理的であるものです。

Q 申立ては、どうすればよいのですか？

A 申立てのときには、特定調停の手続を利用したいことを明らかにしてください。また、毎月どれくらいの額なら支払えるのか、期限をどのくらい猶予してもらいたいのかも示してください。

Q 申立てのときに提出する資料としては、具体的にはどのようなものがありますか？

A 例えば、

- ①資産(不動産、自動車、預貯金など)の一覧表
 - ②債権者及び担保権者の一覧表
 - ③収入、支出がわかるもの(給与明細、家計簿、通帳などの写し)
 - ④借入れの内容がわかるもの(契約書などの写し)
 - ⑤これまでの返済の内容がわかるもの(領収証などの写し)
- などをできるだけ多く準備して、提出してください。

Q 調停で約束したとおりの返済ができなくなった場合は、どうなるのですか？

A 話し合いがまとまると、その合意した内容を調書に記載します(調停調書)。この調書には、判決と同じ効力があり、記載された約束に従った返済をしない場合には、相手方(債権者)から強制執行(調停調書の内容を強制的に実現すること)を受けることもあります。

特定調停の申立てを される方のために

生活の建て直しを図るために
返済方法などを債権者と話し合う手続です。

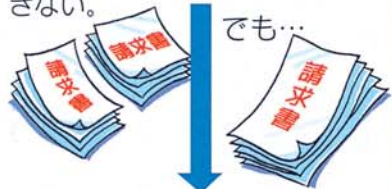


調停の手続についてわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

特定調停手続の流れ

トラブルの発生

金銭の借入れや物品の購入などが増えたり、住宅ローンを抱えているのに収入が減ったりして、約束どおりに支払っていくことができない。



でも…可能な範囲で返済を続けたい!



そこで

返済の方法を調整したい!

例えば…

- 毎月の返済額を減らしたい。
- 返済期限を延ばしたい。
- 分割払いに変更したい。

受付

受付窓口



特定調停とは、このままでは返済を続けていくことが難しい方が、債権者と返済方法などについて話し合っ、生活の建て直しを図るための手続です。

申立て



受付に調停申立書を提出してください。

民事執行の停止の申立ての手続については、受付でお尋ねください。

調停期日



毎月〇〇円くらいなら払えるのですが…

申立人

調停委員会

残債務の確定

返済計画の検討



毎月△△円くらいは返してほしいです。

相手方

調停委員会は、申立人から生活状況や収入、今後の返済方針などについて聴取した上で、相手方の意向を聴き、残っている債務を、どのように支払っていくことが経済的に合理的なのかなどについて、双方の意見を調整していきます。

成立



話し合いによって合意に達した場合



申立人は、合意した内容どおりに返済していくことになります。

どうしても折り合わない場合

不成立

どうしても返済が続けられない場合には、倒産の手続を利用することも考えられます。この手続については、最寄りの地方裁判所にお尋ねください。